

## 「申請に対する処分」 基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	子ども医療医療証の交付	
根拠条例等・条項	堺市子ども医療費助成条例第7条	
所 管 課	各区役所 保険年金課	
審 査 基 準	<p>子ども医療費の助成を受けようとする者は、「子ども医療証交付（更新）申請書兼資格変更届」により申請しなければならない。</p> <p>堺市子ども医療費助成条例第3条に基づき、次に掲げる要件を満たすことが必要です。</p> <p>(1) 本市の区域内に住所を有する方で、国民健康保険の被保険者又は社会保険各法の被扶養者である、18歳に達した日以後における最初の3月31日を経過するまでの子どもであること</p> <p>(2) 次のいずれかに該当しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 生活保護法の規定による被保護者（その保護を停止されている者を除く。）</li> <li>イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者</li> <li>ウ 堺市重度障害者医療費助成条例の規定により医療証の交付を受けている者</li> <li>エ ひとり親家庭医療費助成条例の規定により医療証の交付を受けることができる者</li> </ul> <p>上記要件を満たす方に対しては、条例第7条の規定に基づき医療証を交付します。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	14日
	標準処理期間を設定できない理由	